年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年7月25日は130万円、同年12月25日は110万円、16年7月23日及び同年12月24日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日

② 平成 15 年 12 月 25 日

③ 平成16年7月23日

④ 平成 16 年 12 月 24 日

私は、A社から、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、私の年金給付に反映されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月28日に、15年7月25日は130万円、同年12月25日は110万円、16年7月23日及び同年12月24日は100万円と記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人は、上記の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められることから、申立期間①から④までの標準賞与額については、平成15年7月25日は130万円、同年12月25日は110万円、16年7月23日及び同年12月24日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から④までの保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該保険 料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月24日付けで、 事業主から申立期間①から④までに係る賞与支払届が提出され、同年2月 28日に、申立期間①から④までの標準賞与額が厚生年金保険法第75条該 当として処理されていることから、社会保険事務所(当時)は申立人に係 る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知 を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行 していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

私は、A社から、申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査して申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与支給台帳により、申立人は申立期間において、9万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを 確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

私は、A社から、申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査して申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与支給台帳により、申立人は申立期間において、29万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを 確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

私は、A社から、申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査して申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与支給台帳により、申立人は申立期間において、9万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを 確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 4444 (事案 2347、4043 及び 4305 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年4月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年4月まで

私は、同僚から国民年金制度の発足についての説明を受けた夫に勧められ、昭和36年4月頃、A町役場(当時)で国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたはずである。当該同僚の人事記録が判明すれば、私が国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、保険料を納付したことの客観的証拠になると思うので、調査の上、申立期間の国民年金の加入及び保険料納付について認めてほしい。

また、昭和 38 年7月から1年間程度、B病院(現在は、C病院)への二女のリハビリ通院の付添いの途中に、A町役場の窓口で保険料を納付した記憶があり、申立期間の保険料は納付しているはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和 42 年 5 月頃に国民年金の任意加入手続を行ったと推認できること、ii)申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、iii)オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できないこと、iv)申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22

年5月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、前回の審議に納得できないとして、再申立て を行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新 たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張である上、申立人の 夫の元同僚の人事記録については、当委員会の判断に影響を与えるもので はなく、これは当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められ ず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たら ないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと 認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。 さらに、前回、申立人は、前々回及び前々々回の審議結果に納得できな いとして再申立てを行い、前々回と同様、申立人の夫の元同僚の人事記録 の調査を強く要望しているが、仮に当該人事記録の確認ができたとしても、 申立人の加入手続及び保険料納付が行われたことを示すものとはなり得ず、 当該人事記録が当委員会の判断に影響を与えるものではないことに変わり はなく、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ る新たな資料や情報の提出も無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変 更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づ き、平成24年7月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が 行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを 行い、前回までと同様、申立人の夫の元同僚の人事記録の調査を強く要望 し、「申立期間当時の昭和 38 年7月から1年間程度、B病院への二女の リハビリ通院の付添いの途中に、A町役場の窓口で保険料を納付した記憶 がある。」と主張しているが、いずれも前回までの当委員会の判断に影響 を与えるものではないことに変わりは無く、また、申立人は、「私の申立 てに対する年金記録確認千葉地方第三者委員会の回答は、私が提示した事 情や要望等にきちんと答えておらず、納得できない。」と主張しているが、 年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否を判断する機関であ り、記録誤りの原因追究や責任追及及び申立人の要望どおりの回答を行う ものではなく、申立期間に係る年金記録の訂正が必要でないことは、これ までに通知したとおりである上、今回の再申立てに当たり、申立人からは 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の 提出も無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は 見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してい たものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4445 (事案 385、3071 及び 3817 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年4月から45年3月までの期間、47年4月から同年6月までの期間、同年7月から51年3月までの期間、同年4月から52年3月までの期間、同年4月から54年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び同年10月から61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

- ② 昭和37年4月から45年3月まで
- ③ 昭和47年4月から同年6月まで
- ④ 昭和47年7月から51年3月まで
- ⑤ 昭和51年4月から52年3月まで
- ⑥ 昭和52年4月から54年3月まで
- (7) 昭和55年10月から56年3月まで
- ⑧ 昭和56年10月から61年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA市の集金人に間違いなく納付してきた。年金記録確認千葉地方第三者委員会には、その集金人についてきちんと調べてくれるよう申し立てているにもかかわらず、同委員会からの回答は、その集金人について全く触れておらず、納得できないので、今回また申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までのうち、最初に申立てのあった期間(申立期間⑦及び⑧)については、i)一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も未納となっていること、ii)申立期間⑦及び⑧以外にも未納期間が散見され納付意識が高いとは言い難いこと、iii)申立期間⑦及び⑧の保険料の金額等を覚えておらず、申立内容は不明であることなどを理由として、

既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月23日付けで年金記録の訂正 は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たに申立期間①から⑥までを加え、申立期間①から⑧までの保険料を市の年金係の職員が毎月集金に来たときに納付していたとして再申立てを行ったが、i)申立期間②、④及び⑥は免除期間であることが確認できることから、申立人が申立期間①から⑧までに係る保険料を毎月、集金人に納付していたとの主張は矛盾しており、申立期間①から⑧までの保険料を納付していたとは考え難いこと、ii)申立期間は8回、261 か月と長期間に及んでいること、iii)申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、iv)申立期間⑦及び⑧について、新たな資料等の提出が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、それまでの審議結果に納得できないとして 再申立てを行っているが、申立期間①から⑧までの保険料を納付していた ことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、その前の申立てと同趣旨の 主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当 たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年9月21日付 けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私が保険料を納付したA市の集金人についてきちんと調べてくれるよう申し立てているにもかかわらず、年金記録確認千葉地方第三者委員会からの回答は、その集金人について全く触れておらず、納得できない。」として再申立てを行っているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、記録誤りの原因追究や責任追及及び申立人の要望どおりの回答を行うものではなく、申立期間に係る年金記録の訂正が必要でないことは、これまでに通知したとおりである上、今回の再申立てに当たり、申立人からは申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4446

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から14年9月まで

平成13年8月10日に、両親の介護のためにそれまで勤めていた会社を退職し、A国に一時帰国した。その後、14年9月に日本に戻り、就職活動のため約2週間B県C市の友人宅に滞在し、同年9月中旬頃にD市役所を訪れ、友人宅に郵送(転送)されてきた国民年金保険料の納付請求書を用いて、滞納していた申立期間の保険料を一括で納付したはずであるので調査してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「日本に戻ってきた平成 14 年9月にD市役所を訪れ、滞納していた申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。」と主張しているが、オンライン記録によると、日本に戻ってから転居したE市を管轄するF社会保険事務所(当時)において、13 年8月 11 日の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を勧奨事象発生日として、申立期間後の 14 年 10月 25 日に、未加入期間国年適用勧奨(初回勧奨)が作成されていることが確認でき、申立人が日本に戻ってから国民年金の加入手続が行われた形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であることから、申立人が申立期間の保険料を一括納付したと考えるのは困難である。

また、オンライン記録によると、申立人には、申請免除が申立期間以前に 18 か月確認できるものの、申立期間以外に未納期間及び未加入期間が散見される上、前記の未加入期間国年適用勧奨に加え、G社会保険事務所(当時)において平成 14 年 4 月 22 日に、H年金事務所において 24 年 1 月 25 日に、それぞれ第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨が作成されていることを踏まえると、申立人は、年金制度間の切替手続を適切に行っていないことがうかがえる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間で

あり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月 26 日から同年 11 月 5 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 11 月 5 日から 50 年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月26日から同年11月5日まで

② 昭和45年11月5日から50年9月1日まで

申立期間①について、私の年金記録ではA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和45年11月5日となっているが、私が同社からもらった身分証明書の発行年月日は同年4月26日となっているので、同日から厚生年金保険に加入していたはずである。また、申立期間②について、私は、当時、同社において、B(職種)として勤務していたので高額な給与を受けていたが、標準報酬月額の記録が当時受けていた給与に比べて低額になっている。

申立期間①及び②について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社が昭和45年4月26日付けで発行した身分証明書を所持していることから、申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は既に死亡している上、事業を継承した元事業主は、「当時の給与等に関する資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和45年11月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は申立人を含めて4名確認でき、そのうち1名は、「入社して1年後ぐら

いに厚生年金保険に加入した。ほかの者も入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、申立人と同時期に勤務していた者も同社における厚生年金保険の加入時期については前述の被保険者と同様のことを述べていることから、同社では申立期間①当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人は、同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に、新規で厚生年金保険記号番号の払出しを受けていることが確認でき、当該払出簿に記載された資格取得日は上記被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立ているが、元事業主は前述のとおり「当時の給与等に関する資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同日(昭和45年11月5日)に厚生年金保険被保険者の資格を取得した3名の標準報酬月額を確認したところ、資格取得時はいずれも申立人と同額である6万8,000円と決定されており、申立人が同社において被保険者資格を喪失するまでの期間において、資格喪失した者も存在するものの、被保険者期間中における3名の標準報酬月額は申立人の標準報酬月額と同程度の水準で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の記録がほかの被保険者と比べ不自然であるとまでは言えない。

さらに、上記被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に訂正等の不適切な事務処理がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。